別表十一(十五)の表中「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「40」）」を「新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「43」）」に、「10算入年間均等の計算金額 | 基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額 / 10年間均等益金算入額 ⑭×1/120」を「均等の計算益金算入額 | 基準事業年度等の終了の日における再投資等準備金の金額 / 均等益金算入額 ⑭×1/120又は60」に改め、同表の記載要領第四号を次のように改める。

4　「均等益金算入額 ⑭×1/120又は60」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　平成28年４月１日以後に震災特例法第18条の３第１項の指定を受けた法人又は同日以後に震災特例法第26条の３第１項の指定を受けた連結法人にあつては「120又は」を消し、同日前に震災特例法第18条の３第１項の指定を受けた法人又は同日前に震災特例法第26条の３第１項の指定を受けた連結法人にあつては「又は60」を消すこと。

(2)　分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載すること。

別表十一(十九)を削る。

別表十一(二十)の記載要領中「第２条第１項第１号」を「第２条第１項第14号」に、「一般電気事業若しくは同項第３号に規定する卸電気事業」及び「一般電気事業等」を「発電事業」に改め、同表を別表十一(十九)とする。

別表十一(二十一)の記載要領第三号中「の規定若しくは」を「、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第83条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成27年旧法」という。）第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）（同条第１項第４号に掲げる事業に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは」に改め、「（法人税法の一部改正）」を削り、「（法第45条」の次に「、平成27年旧法第45条」を加える。

別表十一(二十一)の記載要領第１号中「第21条まで」の次に「（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号において「平成28年旧震災特例法」という。）第19条から第21条まで」を、「第29条まで」の次に「（連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは平成28年旧震災特例法第27条から第29条まで」を加える。

別表十一(二八)を削り、別表十一(二九)を別表十一(二八)とし、別表十一(三十)から別表十一(三十一)までを１表ずつ繰り上げる。

別表十四(二)の表中「国外関連者に対する寄附金額」を「国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額」に、「国外関連者に対する寄附金額 ⑲」を「国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 ⑲」に改め、同表の記載要領第１号中「の規定の」を「若しくは第66条の４の３第３項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）の規定の」に改める。

別表十四(七)の表のロ中「当初調整公益目的財産残額又は期首調整公益目的財産残額 ⑳又は（前期の㉟））」を「当初調整公益目的財産残額又は期首調整公益目的財産残額 ⑳又は（前期の㉟）」に改め、同表のロの下に次の明細書を加える。